

庁 議 次 第

日 時 平成30年5月22日 (火)
午前9時30分
場 所 別館3階 市長公室

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成30年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

平成30年第2回朝霞市議会定例会提出議案一覧表

- 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第30号 朝霞市税条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて
- 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて
- 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて
- 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

専決第1号

朝霞市税条例の一部を改正する条例

朝霞市税条例（昭和30年朝霞市条例第7ノ2号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受けるときには、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第

68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第18項を第25項とし、第15項から第17項までを7項ずつ繰り下げ、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第11項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を

「附則第 12 条第 29 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に、「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 11 条の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 6 号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 28 年度又は平成 29 年度」を「平成 31 年度又は平成 32 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」を「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年度適用土地」を「平成 31 年度適用土地」に、「平成 28 年度類似適用土地」を「平成 31 年度類似適用土地」に、「平成 29 年度分」を「平成 32 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度

まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の朝霞市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による

改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成30年3月31日専決

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

専決第 2 号

朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例

朝霞市都市計画税条例（昭和 39 年朝霞市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則

第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の朝霞市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成30年3月31日専決

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

専決第3号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和33年朝霞市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第13条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「いう。）」の次に「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年3月31日専決

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 30 号

朝霞市税条例の一部を改正する条例

朝霞市税条例（昭和 30 年朝霞市条例第 7 ノ 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 第 26 項を同条第 27 項とし、同条第 25 項の次に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 号）の施行の日から施行する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 3 1 号

工事請負契約の締結について

朝霞市保健センター耐震改修等工事について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年朝霞市条例第 1 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 朝霞市保健センター耐震改修等工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市本町 1 丁目 7 番 3 号 |
| 3 | 請負契約金 | 1 7 0 , 5 3 2 , 0 0 0 円 |
| 4 | 工 事 概 要 | 朝霞市保健センターの耐震改修等工事 |
| 5 | 請負契約者 | 埼玉県坂戸市芦山町 6 番地 1 4
協和建設工事株式会社
代表取締役 荻野 祐太郎 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第32号

工事請負契約の締結について

浜崎学校給食センター施設改修工事について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝霞市条例第16号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 浜崎学校給食センター施設改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市浜崎4丁目13番63号 |
| 3 | 請負契約金 | 210,332,160円 |
| 4 | 工 事 概 要 | 浜崎学校給食センターの施設改修工事 |
| 5 | 請負契約者 | 埼玉県春日部市豊野町2丁目32番19号
正和工業株式会社
代表取締役 横田 生樹 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

平成30年6月8日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 33 号

工事請負契約の締結について

旧朝霞第四小学校解体工事について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年朝霞市条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧朝霞第四小学校解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市幸町 3 丁目 1 4 番 6 5 号 |
| 3 | 請負契約金 | 3 8 4 , 8 5 8 , 0 0 0 円 |
| 4 | 工 事 概 要 | 旧朝霞第四小学校の解体工事 |
| 5 | 請負契約者 | 埼玉県川越市下小坂 4 5 8 番地 4 号
三光建設株式会社
代表取締役 栗原 雄一 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第34号

工事請負契約の締結について

児童館建設工事（建築工事）について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝霞市条例第16号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 児童館建設工事（建築工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市本町2丁目3番地内 |
| 3 | 請負契約金 | 388,800,000円 |
| 4 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建
延べ床面積966.55㎡ |
| 5 | 請負契約者 | 埼玉県深谷市永田1748番地
永田建設株式会社
代表取締役 野村 満 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

平成30年6月8日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 35 号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

朝霞市宮戸 1 丁目 2 番 9 号

要害 映子

昭和 27 年 5 月 4 日生（66 歳）

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書

朝霞市宮戸1丁目2番9号
要害 映子



学 歴

短期大学卒

職 業

保育士

公職歴

- 平成6年1月) 民生委員・児童委員、主任児童委員
- 平成28年11月) 朝霞市保育園運営審議会委員
- 平成9年6月) 朝霞市青少年問題協議会委員
- 平成19年3月) 朝霞市児童虐待防止ネットワーク実務者会議委員
- 平成10年9月) 人権擁護委員
- 現在に至る) 朝霞市要保護児童対策地域協議会実務者会議構成員
- 平成13年5月) 朝霞市明るい選挙推進協議会推進委員
- 平成20年3月) 朝霞市要保護児童対策地域協議会実務者会議構成員
- 平成18年10月) 朝霞市明るい選挙推進協議会推進委員
- 現在に至る) 朝霞市要保護児童対策地域協議会実務者会議構成員
- 平成25年3月) 朝霞市明るい選挙推進協議会推進委員
- 現在に至る) 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会評議員
- 平成28年12月) 民生委員・児童委員
- 現在に至る) 民生委員・児童委員

その他の経歴

昭和48年4月) 埼玉県浦和市立田島保育園
昭和51年3月) 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園
平成元年1月) 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園
平成25年3月) 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園
平成27年4月) メリーポピンズKids北朝霞ルーム
現在に至る

資格等

幼稚園教諭二種免許
保育士

議案第36号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

朝霞市溝沼5丁目12番29号

奥村 晴代

昭和28年12月21日生（64歳）

平成30年6月8日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市溝沼5丁目12番29号
奥村 晴代

学 歴

専門学校卒

職 業

会社員

公職歴

平成 6 年 1 月) 民生委員・児童委員、主任児童委員
現 在 に 至 る
平成 9 年 6 月) 朝霞市保育園運営審議会委員
平成 1 1 年 5 月) 朝霞市児童館運営協議会委員
平成 1 6 年 3 月) 朝霞市児童館運営協議会委員
平成 1 8 年 3 月

その他の経歴

昭和 4 8 年 4 月) 学校法人目白学園附属幼稚園
昭和 5 4 年 3 月

資格等

幼稚園教諭二種免許
保育士

議案第 37 号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

朝霞市三原 1 丁目 7 番 26 号

飯倉 昇明

昭和 45 年 10 月 19 日生（47 歳）

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市三原1丁目7番26号
飯倉 昇明

学 歴

大学卒

職 業

会社役員

公職歴

平成23年7月) 朝霞市学校給食運営審議会委員
平成24年6月) 朝霞市PTA連合会委員
平成24年5月) 朝霞市社会教育委員
平成25年5月) 朝霞市児童館運営協議会委員
平成26年3月) 朝霞地区保護司会朝霞支部保護司
平成28年3月) 朝霞市オリンピック・パラリンピック競技大会支援部会委員
平成28年12月) 朝霞市オリンピック・パラリンピック競技大会支援部会委員
現在に至る)
平成29年11月) 朝霞市オリンピック・パラリンピック競技大会支援部会委員
現在に至る)

その他の経歴

平成8年12月) 有限会社飯倉商事（現株式会社飯倉商事）
現在に至る)

議案第 38 号

固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 2 項の規定に基づく固定資産評価審査委員会委員のうち 1 人の任期が平成 30 年 6 月 27 日をもって満了するので、次の者を選任したいから同条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市根岸台 2 丁目 1 4 番 8 号

寺田 聡

昭和 44 年 3 月 19 日生（49 歳）

平成 30 年 6 月 8 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市根岸台2丁目14番8号
寺田 聡

学 歴

大学卒

職 業

税理士

その他の経歴

平成24年11月) 税理士事務所開業
現 在 に 至 る